

議案第 86 号

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部
を改正する条例

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成 8 年板橋区
条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「東京都板橋区個人情報保護条例（平成 8 年板橋区条例第 2
5 号。以下「個人情報保護条例」という。）並びに東京都板橋区個人番
号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例」を「個人情報の保護に関
する法律（平成 15 年法律第 57 号）、東京都板橋区個人情報保護法施
行条例（令和 4 年板橋区条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」
という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）
及び東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例」に
改める。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 個人情報保護法施行条例第 8 条第 1 項の規定により、同項各号の
いずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保
するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である事
項
- (2) 番号条例第 18 条の規定により、番号法第 5 章第 1 節の特定個人
情報保護評価等を実施する場合その他の場合において、特定個人情
報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く
ことが特に必要である事項

(3) 情報公開制度の運営に関する重要事項

第2条第2項中「情報公開制度、個人情報保護制度及び電子計算組織の管理運営に関する重要事項」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 審議会は、個人情報保護法施行条例第3条第3項及び第8条第2項の規定による報告に対し、参考として意見を述べることができる。
- 4 審議会は、番号条例第5条第1項、第6条第1項、第11条第4項、第16条及び第17条の規定による報告に対し、参考として意見を述べることができる。

付 則

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審議会の設置及び所掌事項に係る規定を改める必要がある。